

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊予市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊予市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	伊予市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年4月1日条例第86号)に基づき、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、子どもの医療費の一部負担金の助成を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 1.受給資格の確認(新規) 2.受給資格の確認(変更)
③システムの名称	子ども医療システム、団体内統合宛名システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・伊予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第40号)第4条第1項別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊予市 総務部 総務課 799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊予市 市民福祉部 市民課 799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーを取得するよう努め、住基ネット照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・書類を郵送する際は、宛先に間違いが内科、関係のないものの特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システムについて、アクセス権限を制限した上で、2要素認証(ID、パスワード、生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。 ・特定個人情報関係書類はキャビネットで施錠保管し、特定個人情報を含めた簿冊の保管期間及び保管場所や廃棄文書の廃棄時期の記録を管理している。 ・USBメモリは、業務端末上制御を行うことで使用不可としている。ファイルの抽出は、無害化機能を活用し、ワークフロー申請による所属長と電算管理部門の2段階の許可が必要な仕組みで運用している。 ・個人番号を扱う職員を対象とした、マイナンバー制度や情報連携及びセキュリティ対策の研修を実施している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月21日	I-1 ③システムの名称	子ども医療システム、団体内統合宛名システム	子ども医療システム、団体内統合宛名システム、電子申請システム	事前	電子申請システムによる申請受付開始に伴う修正
令和7年2月21日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・伊予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第40号)別表第1の4の項	・番号法第9条第2項 ・伊予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第40号)第4条第1項別表第1の4の項	事後	記載内容の変更
令和7年2月21日	IV8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	評価書様式の変更によるもの
令和7年2月21日	IV8 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーを取得するよう努め、住基ネット照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底する。 ・書類を郵送する際は、宛先に間違いが内科、関係のないものの特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	評価書様式の変更によるもの
令和7年2月21日	IV11 リスク対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	評価書様式の変更によるもの
令和7年2月21日	IV11 リスク対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	評価書様式の変更によるもの
令和7年2月21日	IV11 リスク対策 判断の根拠	—	・システムについて、アクセス権限を制限した上で、2要素認証(ID、パスワード、生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。 ・特定個人情報関係書類はキャビネットにて施錠保管し、特定個人情報を含めた簿冊の保管期間及び保管場所や廃棄文書の廃棄時期の記録を管理している。 ・USBメモリは、業務端末上制御を行うことで使用不可としている。ファイルの抽出は、無害化機能を活用し、ワークフロー申請による所属長と電算管理部門の2段階の許可が必要な仕組みで運用している。 ・個人番号を扱う職員を対象とした、マイナンバー制度や情報連携及びセキュリティ対策の研修を実施している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	評価書様式の変更によるもの